

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

令和 6 年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 2 号）が改正されたことから、この改正内容に準じて、町長及び副町長の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

1. 改正内容

（1）期末手当の支給月数の改定（第 1 条及び第 2 条関係）

期末手当について、令和 6 年 4 月 1 日に遡り、支給月数を 0. 0 5 月分引き上げる。

（期末手当の支給月数）

支給月	支給月数		
	現 行	改 定 後	
		令和 7 年度以降	令和 6 年度
6 月	1. 7 0 月	1. 7 2 5 月	1. 7 0 月
1 2 月	1. 7 0 月	1. 7 2 5 月	1. 7 5 月
合 計	3. 4 0 月	3. 4 5 月	3. 4 5 月

2. 施行期日等

第 1 条の規定は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日に遡り適用します。
また、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。